

## 貸 借 対 照 表

(平成 24 年 3 月 31 日 現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	〔 1,437,268 〕	流動負債	〔 1,434,635 〕
現金及び預金	456,105	支払手形	60,958
受取手形	25,343	営業未払金	689,767
営業未収金	766,592	短期借入金	310,000
未収入金	29,897	1年内返済長期借入金	200,296
立替金	111,162	短期リース債務	31,846
仮払金	90	未払費用	8,753
短期貸付金	16,920	未払事業所税	965
前払費用	13,637	未払法人税等	59,035
繰延税金資産	22,383	預り金	32,868
その他流動資産	30	賞与引当金	39,900
貸倒引当金	△4,893	保証債務	244
固定資産	〔 1,278,834 〕	固定負債	〔 1,081,563 〕
有形固定資産	〔 653,003 〕	長期借入金	601,476
建物・構築物	84,297	長期リース債務	115,069
機械	5,053	預り保証金	8,400
船舶	441,715	役員退職慰労引当金	10,855
車輛運搬具	798	執行役員退職引当金	10,065
什器備品	10,235	退職給付引当金	279,464
土地	5,492	特別修繕引当金	38,625
リース資産	105,409	資産除去債務	17,608
無形固定資産	〔 70,842 〕	負債合計	2,516,199
権利金	7,543	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	3,414	株式資本	
ソフトウェア	20,194	資本金	〔 40,000 〕
リース資産	39,690	利益剰余金	〔 87,692 〕
投資その他の資産	〔 554,987 〕	利益準備金	( 10,000 )
投資有価証券	236,768	その他利益剰余金	( 77,692 )
関係会社株式	2,605	繰越利益剰余金	77,692
出資金	1,100		
長期貸付金	127,320	評価・換算差額等	〔 72,210 〕
長期前払費用	8,484	その他有価証券評価差額金	72,210
長期繰延税金資産	87,732		
その他投資	94,238	純資産合計	【 199,903 】
貸倒引当金	△3,261	負債及び純資産合計	2,716,103
<b>資産合計</b>	<b>2,716,103</b>		

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

### (2) 固定資産減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降取得の建物及び船舶については定額法）を採用している。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

#### ③リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は定率法を採用している。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は合理的に見積もった貸倒率により、貸倒れ懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込み額の当期間対応分を計上している。

#### ③退職給付引当金

従業員の退職により支給する退職給与に充てるため、当期末自己都合退職金の要支給額に、割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を計上している。

#### ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づき当期末要支給額を計上している。

⑤執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、執行役員報酬規程に基づき、当期末要支給額を計上している。

⑥特別修繕引当金

船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、船舶の将来の見積修繕額に基づいて計上している。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 重要な会計方針変更事項に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

当期より、新リース会計基準(企業会計基準13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」)を適用している。